

## 別添

### キャニスタークリーニング装置の仕様書

#### 1 機器及び納入条件

##### (1) キャニスタークリーニング装置 一式

配線等の接続工事を含む

##### (2) 基準機種

キャニスタークリーニング装置の機種については「2 機器等の仕様」を満たす次の基準機種のいずれかまたは同等品以上とする。なお、日本で販売されている現行正規品の新品であること。

①GL サイエンス(株) キャニスタークリーニング装置 CC 2180

②西川計測(株) キャニスタークリーナー3105D

同等品以上とする場合は「2 機器等の仕様」に記載された内容を満足するほか、自治体に納入実績がある機器であり、消耗品の供給体制が基準機種と同等であることとし、質問受付終了時までに照会のうえ発注者の承諾を得ること。

##### (3) 納入条件

###### ① 設置場所

香川県環境保健研究センター 2F-13 大気汚染研究室 (機器 1)

(香川県高松市朝日町5丁目3番105号)

###### ② 事前確認

・必要に応じて、質問受付終了時までに当センター担当者立ち会いのもと、機器の設置場所や電源等の現場確認を行うこと。

・必要に応じて、受注者の負担において、納入する機器の設置に必要な電気工事等を行うこと。

設置場所にあるコンセントは、単相 100V 60Hz 20Aである。

###### ③ 設置に係る留意事項

・設置に必要な超高純度窒素ガスの配管工事については、受注者の負担で実施すること。

・使用する配管は、化学的に安定で強度のあるものを使用すること。

・接続する超高純度窒素ガスの配管に大型ハイドロカーボントラップを接続すること。

・地震対策のため機器の転倒防止措置を行うこと。

・設置後の保守が安全に行えるように設置することとし、安全性の確保について事前に発注者と協議すること。

・機器の据付け、初期設定、調整、試運転に係る経費（超高純度窒素ガスを除く）は、すべて受注者の負担とすること。なお工事を行う際は、発注者と協議のうえ実施すること。

・据付、調整等の工事は機器及びその他の物件に損害を与えないように行うこと。損害を与えた場合は、受注者の責任において直ちに修理または交換を行うこと。

##### (4) 受渡方法

設置場所で据付調整を行い、動作確認としてキャニスターの洗浄及び加圧希釈ができるなどを確認後に受け渡すこととする。

なお、据付け調整及び動作確認の実施日については、事前に発注者と日程を調整すること。

##### (5) 疑義等

本仕様書に記載のない事項であっても、運用上または社会通念上必要な事項については、充足するものとすること。

##### (6) 問合せ先

香川県環境保健研究センター 総務企画課 総務担当

香川県高松市朝日町5丁目3番105号

電話 087-825-0400

## 2 機器等の仕様

- (1) 納入する機器は以下の仕様を満たすこと。
- ① 日本で販売されている現行正規品の新品であること。
  - ② 入札時点で、製造中止モデルでないこと。
  - ③ キャニスターの洗浄ラインと希釀ラインが独立し、希釀ラインが洗浄作業で汚染されないこと。
  - ④ 6L キャニスター4本を同時に、また 15L キャニスターであれば1本を加熱できるマントルヒーターもしくはオーブンを有すること。
  - ⑤ 6L キャニスター4本を同時に洗浄、減圧処理できること。
  - ⑥ 窒素ガスを加湿できること。
  - ⑦ 精密圧力計を有し、加湿した窒素ガスで約 200kpa に加圧後、正確に希釀倍率を測定できること。
  - ⑧ 外形寸法が (W×D) (mm) 1,700×650 以内であること。
  - ⑨ 電源は単相 100V であること。
  - ⑩ 操作パネル等を有し操作状態を常時確認出来ること。

## 3 付帯条件

- (1) 検収日から起算して 1 年分の交換が必要な部品、消耗品を含むこと。
- (2) 検収後 1 年間を無償保証期間とすること。
- (3) 初期設定、試運転に係る費用を含むこと。また、設置に際して発生した梱包材等の廃棄物は、受注者の負担にて適切に処理すること。
- (4) サポート体制の整備
  - ① 機器に不具合が生じた際、県内に技術者を有する又は県内に代理店を有し迅速な技術者の派遣が可能である等、故障の際の迅速なメンテナンス体制を有すること。(迅速なメンテナンス体制とは、故障等不具合発生の連絡後、直ちに電話等による対応を行うほか、原則 7 日以内に復旧作業に着手できること。)
  - ② 国内に部品及び消耗品の在庫を有しており、機器類の運用に支障をきたさない部品供給体制を有すること。(部品の供給について一括対応できる窓口を有しており、部品の調達ができること。また、製造中止後 7 年間は部品供給が可能であること。)
- (5) 納入に当たっては、取扱い説明を行うこと。
- (6) 納入した機器の明細を記載した書類（納品した部品等）を 1 部提出すること。
- (7) 納入した機器の取扱説明書（日本語対応）を 2 部提出すること。
- (8) 現有品 1 式を引取ること。引取りの具体的な日程については、発注者と事前に協議すること。
- (9) 入札にあたって、希望する者は入札日までに設置場所を確認すること。確認する際は、事前に連絡し、日程を調整すること。
- (10) 各種関係法令を遵守すること。

## 4 納入期限

令和8年3月27日（金）